

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

豊かな森林資源を活かす地域交流計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、会津若松市、西会津町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町

3. 地域再生計画の区域

会津若松市、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町・金山町・会津美里町の全域

4. 地域再生計画の目標

当地域は、福島県の西部に位置し、豊かな森林と美しい田畑が広がる農林業を基幹産業とした農山村地域である。

近年、高齢化・過疎化が進行（65歳以上の高齢者が27.6%を占めるとともに、過去5年間の人口が8.0%減少）しており、地域間の相互交流による地域活性化が求められている。このことから各市町が樹立している第5次山村振興計画の振興施策には、「利便性の向上を図る主要市町道の整備」や「森林資源の育成と有効活用を図るための林道の整備」を振興事業として位置づけ各種事業を実施してきたが、定住環境の改善（主要市町道の整備）と林業生産活動の基盤となる林道の要整備路線が地域内にはまだまだ存在している。定住環境の改善は住民の心にゆとりが生まれ、森林資源を活かす林業生産活動や環境問題の解決へと繋がるものであり、市町道・林道が同時に一体的に整備されることで地域の活性化が図られるため、特に次の点を早急に取組まなければならない課題としている。

- (1) 地域内の居住地区には未整備の市町道が点在し、定住人口の固定増加及び地域間の交流（農林業従事者等）を目的とした道路整備・各地域へのアクセス改善が必要となっている。
- (2) 当地域は豊富な森林資源を活用した農林業の振興が期待されており、林道開設による林業生産活動の効率化、低コスト化及びきのこ類、わらび、桐など特産林産物、ミネラル栽培のトマト、キュウリの運搬に伴う市場までのアクセス改善がさらに望まれている。
- (3) 生活道路として住民生活に密着した林道においては、通行の安全確保の観点から積極的な改良が必要となっている。

これらの課題を解決するために、道整備交付金事業を活用した市道・町道、林道の整備を早急を実施するとともに、中山間地域等直接支払推進交付金や補助事業による森林整備等を併せて実施することで、定住環境の改善及び産業の振興が促進されるものと期待されている。さらに、これら事業の相乗効果として地域間の交流・物流が活発となり、ひいては農林業・商業・観光業などの活性化に繋がっていくことも期待されている。

- (目標 1) 林道岩井沢檜木平線の整備による拠点施設へのアクセス改善
(岩井沢集落から病院までの所要時間 30分→20分)
- (目標 2) 林産物の物流効率化
(林道本名室谷線の利用区域から国道252号線までの所要時間 40分→30分)
(林道谷地平線の利用区域から国道118号線までの所要時間 35分→25分)
(林道大滝線の利用区域から国道401号線までの所要時間 30分→20分)
(林道大山美坂高原線の利用区域から国道400号線までの所要時間
25分→15分)
- (目標 3) 林道駒谷関山線の整備による木材生産量の増加
(利用区域から搬出される間伐材生産量 0m³→810m³)
- (目標 4) 安全通行の確保
(林道大峯線の危険箇所の改善 1箇所→0箇所)
(林道市野大内線の危険箇所の改善 6箇所→0箇所)
- (目標 5) 各市町道整備による利用者満足度の向上(満足度10%向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

西会津町岩井沢集落の唯一の生活道である「林道岩井沢檜ノ木平線」の改築工事を行うことで集落から国道49号線までのアクセス改善が図られ、病院や集落間の移動時間の短縮により地域の定住環境の改善が図られる。

また、「林道本名室谷線」、「林道谷地平線」、「林道大滝線」、「林道大山美坂高原線」、「林道駒谷関山線」を整備することで各主要道までの林産物の物流効率化及び森林施業の効率化が図られ、地域の産業振興に大いに寄与することになる。「林道市野大内線」においては、危険箇所の改良を実施し安全・安心な交通を確保することにより、林産資源の利活用が図られる。

柳津町の主要地方道柳津昭和線へ接続する「林道大峯線」は、雪害防止施設を設置することにより、冬期間においても大峯集落及び松ノ下集落への安全な通行が確保されることから重要な役割を担うことになる。

会津若松市、西会津町、会津美里町の各市町道の改良・舗装工事等を行うことにより、利便性が向上され生活環境の改善に繋がり地域の活性化に大いに寄与することになる。

(5-2) 法第5章の特別措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道一箕4-107号線：道路法に規定する市道に平成14年10月 1日に認定済み。

市道高4-46号線：道路法に規定する市道に昭和50年 3月31日に認定済み。

市道高4-51号線：道路法に規定する市道に昭和50年 3月31日に認定済み。

市道高4-56号線：道路法に規定する市道に昭和50年 3月31日に認定済み。

市道高4-63号線：道路法に規定する市道に昭和50年 3月31日に認定済み。

市道高4-276号線：道路法に規定する市道に昭和50年 3月31日に認定済み。
市道若3-491号線：道路法に規定する市道に平成18年 9月29日に認定済み。
市道若3-498号線：道路法に規定する市道に平成19年10月 1日に認定済み。
市道町4-155号線：道路法に規定する市道に昭和50年 3月31日に認定済み。
市道幹Ⅱ-1号線：道路法に規定する市道に昭和56年 4月 8日に認定済み。
市道幹Ⅱ-14号線：道路法に規定する市道に昭和56年 4月 8日に認定済み。
市道幹Ⅱ-15号線：道路法に規定する市道に昭和50年 3月31日に認定済み。
町道野口2号線：道路法に規定する町道に昭和61年 6月30日に認定済み。
町道3006号線：道路法に規定する町道に昭和58年 3月10日に認定済み。
林道谷地平線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。
林道大山美坂高原線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。
林道岩井沢檜ノ木平線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。
林道大峯線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。
林道本名室谷線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。
林道大滝線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。
林道駒谷関山線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。
林道市野大内線：森林法による会津地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・市町道：(会津若松市、西会津町、会津美里町)、会津若松市・西会津町・会津美里町
- ・林道：(会津若松市、西会津町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町)、福島県・
会津若松市・西会津町・柳津町・金山町・会津美里町

[事業期間]

- ・市町道（平成22～26年度）
- ・林道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市町道2.9km、林道13.3km
- ・総事業費 1,503,836千円(うち交付金869,383千円)
(内訳) 市町道 130,000千円(うち交付金 65,000千円)
林道 1,373,836千円(うち交付金804,383千円)

(5-3) その他の必要な事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「豊かな森林資源を活かす地域交流計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①「中山間地域等直接支払推進交付金」を活用し、集落協定又は個別協定に基づき、農業生産活動や耕作放棄地の防止を図る。
- ②林野庁の森林整備事業を活用し、下刈りや間伐等を積極的に行うほか、林間広場の整備を行い、地域住民の生活環境を改善し住民の定住化の促進を図る。
- ③地域活力基盤創造交付金、町単独事業により、地域の道路ネットワーク構築を推進し、多様な利便性の向上を図る。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、毎年度必要な調査（進捗状況の確認、地元住民からの聞き取り調査）を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」（福島県、会津若松市、西会津町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、必要に応じて地区代表）を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし